

## トマス・アーノルドにおける教会と国民統合

清瀧, 仁志  
Fellow, Japan Society for the Promotion of Science

<https://doi.org/10.15017/2214>

---

出版情報 : 法政研究. 67 (3), pp.49-93, 2001-01-31. 九州大学法政学会  
バージョン :  
権利関係 :

# トマス・アーノルドにおける教会と国民統合

清 瀧 仁 志

## 問題の所在

一 アイルランド・カトリック問題とプロテスタント国教制

二 『教会改革の諸原理』における包括教会

おわりに

## 問題の所在

ヴィクトリア時代のイギリス支配階級における政治文化を語る上でヘンティントルマンの教育の存在を無視することはできない。インド植民地行政官としての経験をもつフィリップ・メイソンは、イギリスのインド統治が植民地文官に多くの自由裁量を与えている制度であるとし、その文官をプラトンの『国家』における守護者 (guardian) にたとえて次のように描写する。

論 説

「プラトンがいうには、国家の守護者はその両親を知らない。イギリス人はそこまでには至らないが、統治者になると選ばれたこどもは八つになると一年の三分の二も親元から離され、母親や自分の名前も口にしないように教えられ、プラトンが賞賛したスパルタの伝統に沿って育てられる。そしてこどもは大きくなると真の守護者となる。歴史上、彼らのように無私に国家に奉仕する者はいない。」<sup>(1)</sup>

メイソンはこの支配階級を生み出す機関としてパブリック・スクールを強調する。彼はパブリック・スクールが支配者にふさわしい資質——たくましさ、沈着、冷静、苦痛と危険を前にして自若をたもつこと、自分の下した決定に自信をもつこと——を将来の統治者に養成すると考える。<sup>(2)</sup>

トマス・アーノルド (Thomas Arnold, 一七九五—一八四二) は、パブリック・スクールがこのような統治エリートを養成する機関として転換するのに大きな役割を果たしたヴィクトリア時代の代表的な教育者として評価されている。ブリッグスの『ヴィクトリア朝の人々 (Victorian People)』における賞賛、ストレイチの『すぐれたヴィクトリア人 (Eminent Victorians)』における嘲笑のいずれでもアーノルドはラグビー校の校長として描かれている。

しかし、ラグビー校の校長としてのアーノルドの実績をみると画期的な改革といえるものは意外に少ない。<sup>(3)</sup> 彼の評価は校長としての実績よりも支配者としてのジェントルマン精神を強調する彼の教育理念の影響力によってもたらされた。それは彼の教え子たちやラグビー校卒業生の人的影響を通じてオックスフォードを中心に広まった。<sup>(4)</sup>

政治的観点からみれば、アーノルドがラグビー校で実践した教育理念は、デモクラシー化という新たな状況に対する一つの自己適応方法を支配層に提示したものだといえる。彼がめざした理想的なヘクリスチャン・ジェントルマンの理念——それは宗教・道徳教育によってもたらされる——は、名誉革命体制において政治的特権を享受していた貴族ジェントリ層に対し、デモクラシーの時代において特権を喪失しても、精神的指導性を維持し続けることが可能であることを示

した。その理念は、エドマンド・バークが『フランス革命の省察』においてイギリスの伝統的國家体制の中心として強調した「紳士の精神と宗教の精神」に通じる。アーノルドによってそれはパブリック・スクールにおける教育として具体化され、中産階級を含めた新たな支配層に組織的に施されることになる。彼はデモクラシーの時代においてこの二つの精神を再構築することの重要性を自覚しており、その精神を中核にした新たな國民統合の必要性を認識していた。ラグビー校での教育は、歴史家・宗教家としての実績をもつアーノルドの知的活動の実践の一部であった。

アーノルドが生涯を通して自己に課した課題は、この世におけるキリスト教的社會の実現であった。彼は一八三五年一月一八日付のコールリッジ判事宛の書簡で自分の人生の「理想」について次のように語る。

「私の人生の「理想」は—いつも心の中で思索していることです。—エドワード六世時代の宗教改革者の「理想」を実現することです。つまり、真の國民的でキリスト教的教會をつくり、真の國民的キリスト教的教育制度をつくることです（1-12）。」

このようなアーノルドのキリスト教への関心を論じる場合、パブリック・スクール教育との関係に限定されて理解されるのが一般的であった。彼において、キリスト教の問題が政治、なにかんづく一九世紀におけるイギリス國家のあり方と不可分であったことは、従来必ずしも十分に認識されているとは限らなかつた。<sup>5)</sup>

アーノルドの教え子でその伝記を著したスタンリーによれば、アーノルドは一八二七年からキリスト教の政治、あるいは「教會」と「國家」に関する本格的な著作を執筆する計画を抱いていたという。しかし、それは彼の早世によって実現できなかつた。断片的な諸著作において彼は、諸改革を宗教の敵とみなした國教會聖職者および宗教を諸改革の敵とみなした改革者に対し、キリスト教こそ改革を嚮導する原理である、と説いている。改革の時代における政教

関係の混乱の中で彼は、改革の精神とキリスト教原理との両立を国民的な教会と教育制度の中に見出し、これをデモクラシー社会に確立することによって新たな国民統合が実現できると考えた。彼の信念はキリスト教の諸原理を社会や国民間の諸関係に導入することであった。キリスト教なき諸改革は多くの国民を悲惨と貧困の中に放りこむ自由放任の原理から結局、救済することができない、というのが彼の生涯を通じた確信であった。

近代デモクラシー確立期において国民統合は政治思想を語る上で見逃すことができない問題である。民衆の政治参加が増大するに従い、近代初期のホッブズのように国民統合を物理的な問題としてとらえることが困難となり、それは精神的な問題となってくる。イギリスにおける安定した議会議政デモクラシーの成功にはこの精神的な国民統合を見逃すことができない。

その精神的な国民統合をみていくうえで宗教と教育は重要な問題である。とくに一九世紀のヨーロッパ諸国において両者は政治的論争の中心問題となった。伝統的国家体制による国民支配がデモクラシー化の中でもはやその正統性を喪失した状況で、新たな精神的統合を確立する上で宗教と教育がどのようなところにあるべきかが議論にのぼった。イギリスをみると、バークの時代、名誉革命以来の伝統的国家体制は、国民の幸福と価値の源泉であると正当化されることがまがりなりにも可能であった。バークによるとこの伝統的国家においてこそ、国民は精神的に最高の価値を実現できる。その精神性を支えるのが国教会である。しかし、アーノルドが主として著作活動を行った一八三〇年代には伝統的国家体制はデモクラシーの要求に対し、正統性を失いつつあり、後のデイズレイリの「二つの国民論」にみられるように国民統合機能を喪失しつつあった。伝統的国家体制こそ、貴族ジェントリ寡頭政の装いに他ならないとの批判が当時、台頭しつつあった中産階級において高まる。伝統的国家体制の中でもとくにその攻撃対象となったのが国教会制度である。国教会における政治的・宗教的特権を問うことは伝統的国家体制の本質的価値にかかわってくる。デイセンターによる国教会解体の主張が実現されたならば、伝統的国家体制は国教会という精神的支えを失い、バークのというような倫理的価

値の担い手であることが困難となる。イギリスの場合、教会問題は教育と密接に関係する。国教会聖職者養成機関としての使命を維持する大学（この場合、オックスフォードとケンブリッジ）は、支配エリートを輩出することで国教会の精神的指導を世俗社会において反映する存在である。国教会の優越的地位の喪失は大学における教育内容の変化をもたらす。この時代、国教会のあり方を巡る論争が大学に波及してくるのは必然であった。

アーノルドが政治問題を議論する上で、国民的教会と国民的教育をその中心的課題としたのはこのような国家・宗教・教育をめぐる問題状況が背景にあつたからである。彼においてそれは国民統合の手段を考察することでもあつた。彼は逝去の二年前（一八四〇年）の「労働者階級の状態について」という論文で「国民の中の扱いにくい、全く未組織の集団を完全に組織する必要がある」ことを強調し、「身体の各部分を真に活発化するために微細な血管ともつとも鋭い感受性を持つ神経がはいりこまない身体の部分がどこにあるのだろうか」(M. W. 500) という問いを発する。彼の取り組んだ対象である教会と教育はその神経にあたるものであつた。

本稿ではアーノルドの国家と宗教の問題関心の全体像を明らかにすることによって、彼の考えたデモクラシー化確立期における国民統合のあり方を考察することにした。ここでは同時代の伝統的国家体制の諸改革に対する議論を通じて、彼の政治思想の全体像を把握していく方法をとる。とくに本稿では、国教会改革に焦点をおき、アーノルドが提唱した包括的な新しい国民教会についての議論を扱う。そこから明らかになるのは、彼が地域教会としての包括的な国教会を再構築することでそれが国民統合の精神的支柱となると考えていることである。

## 一 アイルランド・カトリック問題とプロテスタント国教制

アーノルドの最初の政治的論文はラグビー校着任後の一八二八年の『ローマ・カトリックの主張を認めるキリスト教

徒の義務 (The Christian Duty of Conceding the Roman Catholic Claims)』という大部(一二九頁)のパンフレットであった。スタンリーはこの論文を「宗教と政治の分離に対する彼の最初で最も強い抗議であり、政治に対する学問についての理想主義的な見解を最も完全に表明した」(1-216)のものであると評価している。この著作はアイルランドのカトリック解放を支持する論文であり、カトリックを帝国に統合するための議論を展開している。本稿ではまず最初にこの著作をもとにカトリック解放という国制上の問題を通じて彼の政治統合に関する議論を考察する。

アイルランドのカトリック解放をめぐる問題は、イギリス国制にかかわる当時の重要な政治問題であった。名誉革命以来のイギリス国制は、貴族とジェントリによる寡頭支配であり、それを支えるものとして国教会制度があった。国教会はイングランド国民の精神的統合という象徴的機能に加えて教区牧師に貴族ジェントリの次三男が就き、教区において出生・結婚・死亡の手續を独占的にこなうことで寡頭支配を地域から実質的に支えるものであった。名誉革命体制の構築以後、カトリックは国家体制から除外される。とくにアイルランドでは、大多数の国民がカトリックの信仰ゆえに財産権などの権利を剝奪される一方、公職から排除される。この状態に対し、アイルランドでは長らく不満が持たれていた。アイルランド出身のバークは一七六一年に『反カトリック法についての論考』においてこの制度を「共同体に強制された苦難の制度」として、アイルランドの国民的繁栄と平和、安全に広範な悪影響をもたらすとして激しく糾弾する。<sup>(6)</sup>

カトリック解放はナポレオン戦争中、アイルランド国民の支持を獲得するためにピットが取り組みはじめる。しかし、ピットの改革も国王の強硬な反対で頓挫し、カトリック解放は以後の歴代内閣が頭を痛める政治的難問となる。アーンルドがこの論文を発表した当時、カトリック解放は大詰めの時期にきていた。一八二八年、アイルランドの「カトリック教徒協会」のダニエル・オコンネルが庶民院議員に当選しながらも公職制限によって排除されるとアイルランドで大規模な抗議運動が高まり、反乱も危惧される事態となる。この事態を重くみたウェリントン首相―ピール内相は一八二

九年にカトリック解放法制定を決断する。

当時、この問題をめぐってアーノルド自身、書簡で「カトリック問題についてのパンフレットや小冊子が次々出るのに飽きている」（1-221）と述べるように多くの議論があった。S・T・コールリッジの代表的な政治著作である『教会および国家の構成原理（On the Constitution of the Church and State）』（一八二九年）はこの問題をめぐって執筆されたものである。だが、この著作は政治論争に影響を及ぼすというより（出版されたのは議会で解放が決定した後のことである）、カトリック解放問題を通じて国家と教会の基本的原理について明らかにするものであった。彼はカトリックの持つ超国家的性格を彼の考える教会と国家の原理とはあい入れないと考える。つまり、カトリックの教権制度が国家主権を超えて精神的権威を持つという特徴が国家共同体の原理と両立しないとコールリッジは考えたのである。

カトリック解放に反対する国教会聖職者はローマ・カトリックに対して政治的権利をあたえることが伝統的国家体制に対して脅威である<sup>(7)</sup>と考える。ピットのカトリック解放の提案に対し、国王が抵抗した根拠は「プロテスタント国教制」を維持するとした即位の宣誓であった。カトリック解放に反対する勢力の中心は国教会聖職者であり、彼らはトリー強硬派（とくにプロテスタント派）の支持を得て法案成立に激しく抵抗する。彼らは名誉革命以来の「プロテスタント国教制」国家としてのイギリスという国家イデオロギーに依拠しながら、カトリックを排除する。貴族院でカトリック解放法に執拗に抵抗したトリー<sup>(8)</sup>の長老政治家エルドン卿ジョン・スコット（一七五二—一八三八）は、一八二九年二月五日の議会において次のような演説を行っている。

「国王至上の誓約によってローマ・カトリックは庶民院から排除された。貴族院からも議席を剝奪された。これらの諸法によって国制は確固としたものとなる。教会と国家の統一はかようにして維持される。この国の国制によれば、夫と妻のようにその統一は親密かつ緩むことのないものである。前述の時期に確立されたブリテンの国制に

よれば、国王、貴族院、庶民院はプロテスタントであらねばならない。この原理を廃止しようとなさるのか。それは国制そのものを廃止することである。…とにかくも連合王国のプロテスタントは長らくさまたげられることなく享受してきた宗教的特権、政治的自由に危機を感じている。<sup>(9)</sup>」

エルドンの議論は法律家らしく明確である。彼はイギリスの伝統的国家体制が「プロテスタント国教制」の上に立つものであり、カトリックに政治的権利を認めることによってその重要な根幹を変更することにつながると考える。

この国家体制に対する危機は、カトリックの持つ超国家的性格と国家共同体に対する忠誠との関係と結びつけて考えられる。同日に貴族院でジョン・フリーマン・ミッドフォード（一七四八—一八三〇）が次のように語っている。

「国教会から離れたすべてのプロテスタントの教派は自発的な集まりであり、それはイギリス人が考え、賛同して作ったのである。それに対し、ローマ・カトリックはすべてが外国の団体の一部である。それらは常に外国と連絡をとっており、イギリス・カトリックやアイルランド・カトリックのような別個の団体ではない。それらはローマ・カトリック教会という偉大な共同体の一部分を形成している。<sup>(10)</sup>」

ミッドフォードは庶民院在籍以来、議会におけるカトリック解放反対の有力者であり、カトリック解放が議論に上るたびに、彼はカトリックの教権とイギリス国制維持との両立不可能を訴え続けていた。彼は同じノン・コンフォーミストでも、プロテスタントのデイセンターとカトリックを地域国家への忠誠という観点から峻別する。<sup>(11)</sup>彼の指摘のとおり、地域教会として国家秩序と結びついてきた国教会にとって、カトリックの超国家的性格はそのエラストゥス主義的な存立基盤を脅かす危険を内包していた。国教会体制確立以来、国民を国家と宗教に対する忠誠に分裂させることのなかつ

たイギリスにとって、カトリックの超国家的性格をみとめることは国家と宗教の関係の根本的見直しにも通じる問題であった。

これらの議論に対し、アーノルドは現存するアイルランドの諸問題——偶像崇拜的なカトリックの維持、大陸と結びついた反英的行動など——が彼らが説く「プロテスタント国教制」を原因としていることを主張する。彼によれば、「両者の因果関係は、イギリス人が現国制によって特権的地位に立つという事実によって確証される。スタンリーはアーノルドがこの著作を執筆した動機を正義感以外にないと言明するように、彼は現体制に固執することに対し、道義的な怒りを表明し、それがイギリス人の罪であるとさえ言明する。この著作におけるアーノルドの批判の矛先は「プロテスタント国教制」を絶対化する現国制正当化論に向けられる。その正当化論は名誉革命体制をイングランド国民の叡智の産物として永続すべきものとみて、とくに国教会の変革をかたくなに拒否する議論である。アーノルドはその議論を批判するのにその前提となる知的態度そのものを攻撃する。

「人間の徳と幸福の発展にとって有害なのはすぐれた模範をめざすため前進することも過去を振りかえらうとする習慣である。自分の人生を以前の時期と比較することはあっても、いまだに到達していない高きキリスト教的水準——毎日の祈りと勤労によって将来たどりつくべきこと——と比較することがない者は善や叡智の中で前進するよりも後を振りかえる者である。それはもっと大きな規模でいうならば政治社会の進歩がいまだに到達していない美德——世代を経ることだんだんとそれに近づくことができる——を構想することなく、現実の起源と過去の財産を持ち出すことで阻害されるということである（M.W.7）」

アーノルドにとって保守主義（conservatism）とは、反対党派の名称を越えて人間の知的態度としての邪悪である。

保守主義はすべての進歩に抵抗し、人間の本性に反するものである。<sup>(12)</sup>アーノルドにとってよき人間はたえず進歩を求め存在であり、それは人間の生き方の根本的信条に近いものであった。彼にとって将来を熱心に希望を持ってながめることなく、後悔して過去をながめるのは人間にとって最も愚かしい行為であった。彼は自身の生きている時代を父祖の時代よりも進歩しているものにとらえ、キリストの完全で偉大な程度にいたるまで背後を振りかえらずに前進する態度を称揚する(M.W.16)。現国制を正当化し、変化を拒む主張は彼にとって保守主義的な知的傾向の表われとして批判の対象となる。

「既存の国制が単にさまざまな部分的かつ別個の改革の結果にすぎず、それらが個別の不満を鎮める一方で、他の部分における不調和に注意が払われない状況が続くならば、それを一つの統一された制度と称し、すべてのものに配慮する叡智が加えられたとし、根本的な革命の必要がなく、とりあえず現実的な完成に徐々にたどりつける個々の改革の繰り返しの要求―それこそ、その国制の卓越性の理由である―を批判するのは、怠惰以上のものである(M.W.10)。」

歴史家アーノルドは諸国民の歴史の中に人間行動に関する真理の反映をみる。彼の思考は歴史にあらわれる人間と国民の本質を考察することによって現在のわれわれの政治的行動の指針をみる。したがって彼は諸国民の歴史の中に人間の進歩的な本質をみる。彼にとって、ある特定の時期に成立した国制が完全であり、変化を受けないという見解は歴史の歪曲であり、現在における政治的行動を誤謬に導くものであった。卓越した立法者によって制定される古典古代の国制も最近のアメリカの国制も彼によれば、たえざる修正を受けるべきものであるとする。

「立法者によって与えられた国制において、またアメリカ合衆国で実際に援用されている国制においても、これは現在のヨーロッパのものもより確かな一般原理にもとづいてつくられている。しかし、そのような国制においても包含されない一団の者がいて、政治組織にいる場所をもたない。これをみても立法者のたてた制度は不完全であり、将来的な修正の必要がある。：政治社会の起源とその後の歴史を考察するならば、先天的に変化に対して積極的であり、この傾向により政治的権利の行使の拡大を果たすのである（M.W.10-11）。」

彼は一八二九年のヘア（Hearse）宛書簡の中で国教会聖職者がカトリック解放を論ずるにふさわしくない理由として、彼らに歴史に関する知識が欠如していることを挙げている（1-222-223）が、それは人間行動に対する真理を理解せず、現在の政治判断を誤る危険な態度であるとみなしたからである。

カトリックを排除した名譽革命体制をアーノルドは歴史上における偶然的政治的産物とみる。それは一時的な政治状況の産物によって生まれ、カトリック排除は国家体制にとって本質的なものでないと考える。彼によれば一六八八年の名譽革命で政治的権力を握ったトーリーとホイッグが唯一合意できる点は、教皇派に対する迫害であった。それは長きにわたって抑圧されてきたディセンターの復讐感情によると彼は分析する。カトリック排除は名譽革命体制において本質的なものでなく、ローマ・カトリックの原理が必然的に政治的自由に反するという結論づける（M.W.64）。

アーノルドはカトリック解放で指摘される諸問題——アイルランドにおいてローマ・カトリックが優勢であり、かつイギリスに対して敵対的な態度をとる——の原因をアイルランド征服という過去の歴史にあると考える。そしてイギリスの現国制は、アイルランドにおいて征服者に有利な制度を構築し、多数のカトリックに対して被征服者としての状態を現在まで維持してきたとする。アーノルドによれば、アイルランド人の多数がカトリックであるという状況自体、イギリ

ス人が負うべき責任と考える。つまり、本来ならば宗教改革を受け入れる可能性をもつアイルランド人が、プロテスタントを征服者の宗教として嫌悪するように仕向けた抑圧的状况によってカトリックに固執する態度をとらざるを得なくなったとして、彼は次のように説明する。

「現在までアイルランドの国民の多数がカトリックなのは、明らかにイギリスの侵略が原因であり、征服による害悪を修正することを無視していたためである。アイルランドがそのままの状態であったならば、北方ヨーロッパの国がたどったと同じできごとを経験していたであろう。国王は教皇の要求に耐えられなくなり、貴族は教皇の富と社会的地位に妬みを抱くであろう。国王は聖職者の尊敬に値しない生活に対し冷淡になるであろう。そうした傾向によって宗教改革はスコットランドやイングランドと同様にしっかりと根付いたことであろう。しかし、現在アイルランドはカトリックである。それはプロテスタントイズムが国民の眼に束縛と抑圧が結びついているからである。彼らに迷信が根強いのも彼らの敵による批判と迫害のためである (M.W.20)。」

アーノルドは歴史の進歩を段階的にみて各国の状況を比較する。彼はイギリスのアイルランド征服とその後の政策がアイルランドがたどったであろう社会の進歩を阻害したことを批判する。「プロテスタント国教制」の原理を硬直的にアイルランドに適用するイギリスの態度は、被征服状態とそれにもなうカトリック信仰を固定化するものであった。この体制の下でアイルランドは征服地のままであり、プロテスタントの居住者のみが市民としての権利を享受する状況にある。

こうした社会状況は、安全保障の面からの危険をイギリスにもたらす原因であるとアーノルドは考える。歴史的にみて、大陸諸国とイギリスが対立した時、何度もカトリックのアイルランドは大陸側の前哨基地となっていた。この危険

がカトリック解放法に反対する有力な根拠の一つであった。それはカトリックの持つ超国家的性格の反映としてみられる。だが、アーノルドはアイルランドの反英的態度がカトリック信仰に由来するものでなく、被征服者としての政治的立場が大きいと次のように語る。

「これらの時代」「一六四二年のアイルランド大叛乱と虐殺、一六八九年のジェイムズ二世の支援」の暴力においては宗教的憎悪がかなりの割合をしめるが、それはまた国民的・政治的な嫌悪感が混じったものである。それらは単にカトリックの傲慢とみなすべきでなく、征服され、隷属状態に彼らを陥れた者に対する野蛮な国民の極端な復讐心によるものである。これらの問題において、復讐の邪悪だけを覚えて、それを引き起こした不正を見逃すことは道徳的にも政治的にも批判を受けるものである（M.W.21）。」

彼は現在のアイルランド問題の原因がイギリスの政策に由来し、現国制はそれを修正・緩和することなく、征服者としての特権を享受することで政治的不安定をもたらしたと指摘する。彼はイギリス国民―聖職者、ジェントリ、農業者、商店主―が国民としておこなってきた不正の罪をそれぞれが負わねばならず、「イン格蘭ド人各人の直接の義務は、たとえプロテスタントの国教会に危機をまねいてもアイルランドのローマ・カトリックの主張を支持することである」（M.W.6）と断言する。アイルランド人がたどったであろう社会的進歩を阻害したことは人間的真理に反した行動ゆえに罪とみられるのである。

アーノルドは、カトリック解放によってアイルランドで教権制度が勢いを増す危険を認識していた。それにもかかわらず、彼がカトリック解放を容認したのは、アイルランドがイギリスと別の国民でありながら、帝国の一部となっていくという現状認識があったからである。このことはウェトリー（Richard Whately, 一七八七―一八六三）宛の一連

の書簡の中で彼は明確に述べている。ウェトリ―は聖職者として一八三一年から一八六三年までダブリンの主教をつとめ、「リベラル・アングリカン」としてアイルランド国教会の特権廃止に努力した人物である。<sup>(13)</sup>アーノルドは一八三三年の書簡で次のように自説を展開している。

「私は、アイルランド人が我々と別の国民であり、自身で統治する権利を持つとの原則にもとづき、彼らが「カトリック制限法」廃止の権利を持つと知っているのです。この原則がアイルランドの三分の二でローマ・カトリックの教権制度をもたらすものであることを十分承知しています。しかし、その結論は必然的なものでなく、廃止の権利は、教権制度の問題に入ることなく、自分たちを一国民として統治する権利に由来するのであります（「

-323）」

彼は別の国民としてのアイルランド人に自己統治をなす権利を認めており、カトリック解放はその権利にもとづくものと考えていた。「プロテスタントがカトリックに政府での発言権を全く認めることができないとするならば、なぜカトリックの人々を自分たちと政治的連関の下においたのか」、「もしカトリックの意見の悪影響を恐れるならば、なぜ自分たちと同じ社会で彼らが生活するように強いたのか」（M.W.18）という彼の問いはこの認識の反映である。

また一八三六年四月二七日付の書簡においてアーノルドはアイルランド人の土地にあるプロテスタント国教会を嫌悪しているとはかならぬダブリンの主教に明言し、もし「良心が正義の観点からカトリックと一緒に住むことを批判するならば、我々が出て行くべきであり、アイルランド人が出て行くべきでない」（2-28）と主張している。さらに五月四日の書簡で彼は「カトリックの国民であるアイルランド人は完全な独立の権利を持つか、完全に平等な連合関係を持つべきである」と二者選択しか方法がないことを指摘し、「もし我々の良心が後者を拒否するならば前者を受け入れなけ

ればならない」(2-20)と結論づける。この議論の背景には当時、国教会聖職者が良心の観点から迷信的なカトリックの排除を主張していたことがあった。

アーノルドはアイルランド人が政治的権利を持ち、自分たちの教会を設立することを認めるのに躊躇しなかったが、ユダヤ人に対しては市民権を認めず、ユダヤ人に政治的権利を与える動きに対し強い反対を表明していた。その理由としてアイルランド人が征服という形で強制的にイギリスに編入されたのに対し、ユダヤ人は自発的に編入したことを挙げている。アイルランドのカトリックは父祖の地アイルランドの土地で多数を占め、征服者のイギリス人は余所者であるが、ユダヤ人は自発的にイギリスに渡ってきた余所者であり、市民として主張する権利を持たなかった。<sup>(14)</sup>

だが、アーノルドは実際上の問題としてアイルランドが独立することには否定的であった。アイルランドの分離をみとめることはイギリスがヘプターキー時代の小領にもどることになり、それはイギリスにとって不可能だと彼は考える(M.W.19)。とるべき方法は彼らに政治的権利を与えて彼らを同等の市民として扱うことであった。そうでなければ彼らが独立を目指しつづけることをアーノルドは危惧する。彼はヨーロッパにおいてアイルランドよりも人口・資源が劣りながら、幸福で反映した独立を享受する国々があることから、イギリスがアイルランド人を市民として認めない姿勢に固執するならば、彼らがイギリスと外国としての関係―差別的な国内法にかわって普遍的な法が適用され、叛乱は戦争として理解される―を選びかねないことを示唆する(M.W.20)。一八三三年のウェトリ―宛の同じ書簡で彼はもつと明確に、カトリックの政治的排除が帝国統合の解体とオコンネルによるケルトの地の自治につながると警告している(1-324)。

このような状況の背景にはアイルランドとイギリスにおける特別な紐帯関係があるとしてアーノルドは次のように述べる。

「アイルランドのカトリックは聖職者のような一つの職業ではない。また貧困者のような社会の一つの階級でもない。反対に国民におけるすべての異なった要素を包括している。貴族、富者、知識人、多数者、またさまざまな職業など。それは地域においてブリテン社会の集団と混じっており、分離できない不可欠の部分となっている。反対に自然は明確に境界線を引いている。アイルランドは地理的にいうならばそれ自身、一つの世界である。だが、それ以上にアイルランドは帝国の社会においてかなり重要な部分であり、あらゆる面で多数者の意志の元に縛りつけられている。それゆえ分離を構想するのは途方もないことになっている (M.W.23-24)。」

彼が強調するのは、アイルランド人が帝国内でイギリスと密接に結びついた社会を形成しながらも地理的・国民的に分かれている微妙な状況である。彼らを政治的権利から排除するのは、聖職者や貧困者という社会の特定部分の者を政治的権利から排除するのと根本的に性格を異にすることを彼はここで指摘している。それは一つの完結した社会集団の排除であり、一つの国民をイギリス帝国から排除することである。それゆえに帝国内に彼らを統合するには政治的権利から排除するのは得策でないのである。

アーンOLDは別国民であるアイルランド人を帝国に統合する模範を古代ローマの事例に求める。ヴィクトリア時代においてイギリスを古代ローマ帝国になぞらえる見方はかなり一般化していたが、とくに彼はローマの歴史を過去のものでなく、現代の政治的叡智の宝庫として評価すべきことを強調していた。その立場から、彼は、アイルランドに居住し、大多数のカトリックとは異なり市民権を持つプロテスタントをガリアやスペインにおけるローマ人植民者になぞらえる。これらのローマ人植民者は現地民にない特権を享受していた。しかし、ローマの政治家は状況の変化に対応し、過去の経験に拘泥することなく、アウグストゥス没後の六〇年間でガリアにおけるすべての自由民はローマの市民権を与えられていることを彼は指摘する。その時からガリアは真に帝国に結びつき、旧来の言語と慣習は次第に忘れられ、イタリ

アとガリアの紐帯は強固なものとなった、と彼は説いた (M.W.19)。このようにアーノルドは歴史上の経験からカトリックの市民権付与をイギリスの帝国としての統合と発展に不可欠と考える。

カトリック解放のためにアーノルドは現在の国家体制を修正することを容認するものの、それを全く否定するものではない。スタンリーによれば、アーノルドにおける改革への愛情は、変革を加えようとする制度に対する愛情と同じくらいあり、彼は建設者であつて破壊者ではなかつた (1-176)。彼の進歩的思考は、革命という破壊的事態の勃発以前に漸進的な制度改革を模索する性格をつねに持つ。進歩を阻害する行動こそ革命的事態を招くものであり、変革を行うことで革命的事態を回避することが可能である。

アーノルドは、カトリック解放を問う問題が「我々の宗教制度の転覆」か「帝国の分裂」につながる選択であること意識していた (M.W.32)。「国民的罪をもたらず国民的邪悪の中でプロテスタント国教会の破壊にまざるものはない」(M.W.32)と言明するアーノルドは国教会制度自体の維持を訴える。彼は既存の国教会のあり方について批判的であつたが、イギリスの伝統的国家体制を支持する宗教体制としての国教会制度を維持し、カトリックの超国家的性格を警戒する点では、カトリック解放に抵抗するトーリー強硬派と共通していた。両者の相違は「プロテスタント国教会」において国教会の教義や組織をどの程度、排他的に理解するかによる。彼にとって国教会はこの世における神の代理という普遍的・教権主義的機関でなく、国民の精神的統合のためにイギリスの地において具現化された制度であつた。もともと国教会は、特定の教義において結集した告白教会でなく、国民全体を対象とする地域教会という性格を持つ。一七世紀の内乱において隆盛をきわめたピューリタンが一八世紀においてほとんどその姿を消したのも、国教会の持つ包括的機能のゆえである。アーノルドはイギリス国教会がイギリスに住むイギリス人のための教会であり、アイルランドにおいてもその原理を認めるべきであると考えた。その原理はすでにスコットランドで実現されていることであつた。ただ一つの問題はアイルランドがカトリックであり、それが「プロテスタント国教会の破壊」につながりかねない要素

を持つことである。この要素がカトリックの持つ超国家的性格であった。その問題を克服する手段としてアーノルドは政治的権利を認めることによるアイルランド・カトリックの馴化を考えた。

アーノルドは、アイルランド国民の独立性を認めたものの、その知的状況について次のようにかなり低い評価を下している。

「私は、アイルランド人が野蛮に深く染まっていると考える。彼らは法に従うことをほとんど知っておらず、情念と感情の虜である。その結果、人間本性の最高の資質―神と人の間における高尚な義務の観念にもとづいた自己犠牲の徳―が欠如している。さらにまたそこでのローマ・カトリックがヨーロッパのどの国にましても悪い状態にあることを私は認める。これほど迷信が広がっている場所は他のどこにもないし、傲慢がこれほどひどい場所もない。キリストの福音がこれほど墮落しているところはない (M.W.33)。」

彼は、イギリス人が「この絶望的な民族 (unpromising race)」と「このひどい宗教 (dreadful religion)」を自分に結びつけることを選択し、彼らを単に嫌悪し、憎しみをいだいて見る権利を捨てる以上、イギリス人には彼らを善導する義務があると声明する (M.W.33)。イギリスの征服によって法・商業・一般的な文明がアイルランドに伝えられた (M.W.17) と彼は考えるが、強制による教化という前時代的な方法の有効性を信じていない。彼の考えるのは、カトリックに政治的権利を与え、プロテスタントと同様の地位をもたらすことで、その内部的变化をめざすという漸進的方法であった。それは現在のカトリック信仰を維持させつづけた原因―その迷信的な信仰がアイルランド国民の道徳的墮落の根本原因であると彼は考える―がイギリス人による差別的取扱にあるとの彼の認識ゆえである。さらにまた大陸諸国のカトリックの状況に対する実体験にもとづいた観察がその見解をますます強めさせたと考えられることができる。

アーノルドの眼からみると大陸のカトリックは二つの種類に分けられる。彼はプロテスタントがないスペイン、ポルトガル、イタリアのカトリックが非常に墮落した状況にあると考える。とくにイタリアに対する彼の見方は辛辣である。彼は一八二五年の書簡の中で大陸旅行の思い出を語りながら、イタリアのカトリックを「古代の異教崇拜であり、悪辣な欺瞞の制度をともなっている」(I-70)と酷評している。プロテスタントが政治的敵意をカトリックに抱くアイerlandでもそれは同様である。彼はこれらの国々の宗教的状況の原因が政治権力による宗教に対する直接の干渉にあると考える。他方、プロテスタントの数が多く、カトリックと友好的な関係を持つ国—フランス・ドイツ・スイス—においては、カトリックが非常に発展した状況で存在し、最もひどい聖職者の権力乱用が消滅しているとす。後者の国々はプロテスタントと友好的に接触をすることでカトリックにおける最もキリスト教的な面—たとえばフランスのジェンセニズム—が現れる。以上の考察を踏まえ、彼は次のように結論づける。

「プロテスタントとカトリックが友好的になることがプロテスタントの影響力を発揮させ、カトリックの性格を進歩の方向へと導くことができる。カトリックを低い地位におき、排他的制度の下で悲痛な声をあげる者がいる一方で、優越的地位を享受する者がいるという「アイerlandの」状況で有益な影響が作用する余地はなく、宗教は党派となる。その明白で奇妙な状況が緩和・廃止されずに維持されてきた。∴アイerlandにおけるプロテスタント優先制度がすべてのものに害をもたらす。カトリックはプロテスタントを抑圧者と考え、プロテスタントはカトリックを叛乱者と考え、相手をそれぞれ異端者もしくは偶像崇拜者と罵り合う状況にある (M.W.39)。」

彼にとってカトリックの教義における最大の悪弊は、教皇制度に対する偶像崇拜的・迷信的態度である。それは政治との関係においてカトリック教会の超国家的性格となつてあらわれ、「プロテスタント国教制」の根本である国王至上権

と衝突する。スペイン、イタリアの教会を彼が批判する最大の点は教皇に無批判に忠誠をつくすことであり、フランスのカトリックを好意的にみるのはそのガリカンの性格ゆえである。アイルランド・カトリックの馴化の政治的結果として彼がとりあえず期待するのは、教皇制度との相対的自立である。それが実現されることによつてアイルランドのカトリックは地域教会としてのイギリス国教会とともに伝統的国家体制を精神的に支える教化機関として働くことになる。

アーノルドはカトリック解放問題を国民統合に関わる政治的問題と認識する。一八三三年のウェトリ―宛書簡で述べているように、何よりも政治的権利剝奪の問題を重要視し、これを解決することが第一の課題だとする。それはこの著作の冒頭で、カトリックに対する公民権付与を政治問題でなく宗教的原則として論ずる聖職者を判断している彼の態度にも通じている。アーノルドは国教会体制の維持を主張したが、それが国民統合を阻害し排他的に作用することを拒絶する。その立場は審査律・地方自治体法廃止に賛成する彼の態度にも表われている。同時代の宗教をめぐる議論で彼がまず重視したのは国民統合の問題であつた。カトリック解放に対する支持は、伝統的国家体制の政治的支配に対してカトリックの持つ超国家的性格という抽象的危機を強調することが政治的差別による現実的危機―帝国の分裂―への対処を遅らせるという意識が背景にあつた。

アーノルドはアイルランドのカトリックの場合、別国民として宥和的な方法をとつたが、イギリスにおいては「プロテスタント国教制」をキリスト教徒である国民を対象とする限りなく地域教會的なものとして再編成するために包括的な国教会を構築することをめざした。次に考察する『教会改革の諸原理』における議論から、その具体的な展開が明らかになるであろう。その包括的な国教会が「プロテスタント国教制」国家においてどのような位置づけを持つのか、次の課題である。

## 二 『教会改革の諸原理』における包括教会

国家と教会が一体であるとの理念に立つ「プロテスタント国教制」は、一八二八年の審査律撤廃、一八二九年のカトリック解放によって国教会の排他的な政治的特権が奪われることによって、その基礎が動揺する。政治にデイセンターとカトリックが参加することで国教会はすでに名誉革命体制を支える唯一の宗教制度ではなく、従来の伝統的国制論による正当論の根拠が失われることになる。選挙法改正に対する国教会聖職者の抵抗は、デイセンターの多数を占める中産階級の彼らに対する憤激をより高めることになる。一八三二年の選挙法改正以後、政治的に勢いづいた中産階級は、国教会が国民全体から徴収される教会税によって維持されるという宗教的特権に対する批判を強め、その行き着く先を国教会の解体に照準を合わせていた。彼らにとって国教会は一教派の不当な優越であった。一八三〇年代、国教会制度の擁護者にとって名誉革命体制の一翼という従来の国制論に代わる正当性を示す必要に迫られていたといえる。ここで考察の中心は、アーノルドが『教会改革の諸原理 (Principles of Church Reform)』（一八三三年）において、包括的な国教会による国民統合という方法を説くことで国教会擁護論を展開したことを明らかにすることである。

新しい国教会擁護論は、二つの方向に発展する。その第一がオックスフォード運動にみられるように国教会が普遍的教会であることをもって、その宗教的特権の根拠とする議論である。彼らは、普遍的教会の絶対的権威を説きながら、使徒伝承の正統な後継者としてイギリス国教会を位置づける。トラクタリアンのハイ・チャーチ的主張は一八三〇年代後半、とくにオックスフォードで強い支持を受けることになる。一八三八年に出版されたグラッドストンの『教会との関係における国家 (The State in its relations with the Church)』における国教会擁護論は、この立場に属するであろう。彼は、国家の任務を宗教における真理を追求することにあると考え、イギリス国教会を、使徒伝承を持つ普遍的教会として独占的に保護すべきであるとの議論を展開する。

だが、ニューマンに代表されるように、トラクタリアンの議論は、国教会の普遍的権威を擁護する結果、イギリス国教会のエラストゥス主義的性格を否定する方向へと展開する。それは普遍教会の持つ超国家的性格を強調し、普遍教会の原理を地域国家の原理に優先させる。この議論は伝統的な「プロテスタント国教制」という枠組をこえ、国教会を国家と切り離し、その上位におく。内乱期におけるウィリアム・ロードのハイチャーチ主義―その反エラストゥス主義的姿勢をトラクタリアンは高く評価する―がピューリタンのみならず、国教会正統派においても排除されたように、この普遍教会論による国教会正当化論は国教会の伝統的立場にとつて異質な議論であった。グラッドストンにおいても後に教会の超国家的性格に対し反対の立場を表明する。イギリス国民の伝統的な反カトリック主義の伝統もあつてトラクタリアンに対する支持は四〇年代には衰えをみせる。

国教会擁護の第二の方向が、アーノルドが提唱する国教会の包括化であった。国教会の包括化の議論は地域教会である国教会の性格から歴史上、宗教的対立の高揚に繰り返し登場してきた。アーノルドの国教会に関する議論が国教会聖職者によつて自由主義的 (latitudinarian) との評価が下されたのもこのような歴史的経緯があつたからである。この時期、アーノルドが包括論を展開した背景には、選挙法改正以降の一八三〇年代前半、ディセンターの微妙な政治的立場があつた。ディセンターの多くは国教会解体という目的が政治的に直接実現できるとは考えていなかった。彼らはディセンターに対する差別的措置―結婚・出生・死亡の教区教会における独占的手続、大学教育における制限、救貧税配分の教区教会の独占など―の廃止という現実的要求を掲げてホイッグに協力する漸進的立場をとつた。<sup>15)</sup>アーノルドは『教会改革の諸原理』において、ディセンターを既存体制に組み込むことで国教会体制の維持を図ることを提案する。彼はこの著作の執筆動機をウェトリイ (Whately) 主教に対する書簡で次のように語っている。

「私がこのパンフレットを執筆した理由は主として、私にはヘンリー卿 (イーデン・ロバート・ヘンリー一七八九

—一八四一—や他の方が提示された改革案が不十分であるばかりか、間違っていると思われたからです。また、各人がその聖職者に報いるのに、担当の弁護士に報酬を支払うような方法でよいとするアメリカの方法がかなりの者に広がり、支持されていることを耳にしたからであり、それは驚くべきことです。私はまた最近の選挙でデイセンターによって表明された不満、またバーミンガムで教会税を支払うことを拒否することによって明らかになった不満に対して衝撃を受けました。私が考えるに、教会を救うのは、デイセンターと手を結ぶことだけです。現在、彼らは反キリスト教的党派と連合しており、現行制度の運営における内部改革だけでは—私が思うに—彼らを満足させることはできないでしょう。さらに言うならば、ヘンリー卿の主教会議についてのお考え、また主教が議事に議席を持たないこと、平信徒が教会の教義に口を出せないこと、は私には非常に危険なものと思え、教皇制と福音主義が混じった最悪の誤謬の合成物であります。それは悪魔とその数多くの党派の利益に沿うたものです。私はそれに抗議することを強く望んでいます。∴ (1:297-298) ]

アーノルドが当時の書簡で何度も強調しているのは、デイセンターとの連合が国教会を救う唯一の方法であり、彼らを反キリスト教的党派と手を組ませないための有効な改革が必要なことである。しかしそれはデイセンターの改革要求をすべて受け入れることでない。彼が最も危険視していたのは、「国教会改革がデイセンターと国教会を結びつけることをせずに、重荷だと批判されていることをすべて免除することによって現在の分離した状態を固定する」ことにあり(1-308)、その帰結としての国教会体制の崩壊であった。彼が意図したのは、国教会制度の枠組を維持しながらの改革であった。それはスタンリーの表現をかりるならば「教派主義がないキリスト教」「妥協ではない包括化」(1-293)の実現であった。

このような視点に立つアーノルドは『教会改革の諸原理』の冒頭において、「教会における真の改革と偽の改革」に

ついてまず言及する。それは同時代の「教会改革」論における改革論と破壊論との峻別の必要性である。彼によれば、現在、改革を唱導する者には、真の「教会改革」論者のほかに「教会改革」を唱えながらも国教会の解体をめざす「教会破壊者」と宗教に価値を見出さない「自己利益追求者」がいる (M. W. 262)。彼によれば現在のデイセンターの教会改革運動は「教会破壊者」と「自己利益追求者」に接近し、国教会解体の方向に向かう危険性がある。アーノルドは教会改革が国教会制度の解体に向かう要素を持つことを指摘しながら、デイセンターにおける改革運動を国教会維持の枠内でとどめる必要性を強調する。アーノルドは、ピールの女婿のヘンリー卿にみられるような教会改革案が政治的妥協の上に立ち、なしくずしの妥協が国教会解体に結びつくことを危惧していた。

では、アーノルドは国教会制度を正当化する根拠をいかに考えていたのか？ 彼はコールリッジにおける国家教会 (National Church) — 国民を教育するための聖職者の機関 — の概念をイギリス国教会に適用する<sup>(16)</sup>。その前提には彼の国家に対する独特の見方があった。彼は『教会改革の諸原理』の「あとがき (postscript)」で、次のように国家に「国民のキリスト教化」という精神的役割を求めた。

「教会——ここでは「キリスト教社会」と同じ言葉で用いる——は人間の最高で可能な限りの完成と幸福を目指すべくつくられた。それは人間の物質的不足や困難にも配慮する。しかしその主な目的は人間を道徳的にも霊的にもすぐれたものとさせることである。それは人間を善と叡智の状況をもたらし、そこでは最高の幸福は到達できない夢ではなくなっている。

今やこのことは政治社会、国家の目的である。われわれの物質的必要はその実質的起源である。しかし、その固有の目的はもつと高尚な性格を持つ。それは人間の知的かつ道徳的進歩であり、人間が最高の完成に到達し、最高の幸福を享受するためのものである。これは政治社会、もしくは「国家」の抽象的目的である。特定の政治社会も

くしは国家の目的は同じである。しかし、地域的境界―人間社会をさらに細分する―の限定を受けている。

政治社会は、その知識の程度にもとづいて人間の最高の幸福をめざす。宗教社会はそれに関する完全な知識を持つているためにその幸福を真にそして現実をめざす。政治社会に宗教社会の知識を分け与えるならば、両者の目的は、その意図だけでなく、現実にも同じものになる。別のことばでいえば、宗教社会は政治社会が十分に啓蒙されたものにすぎない。国家は最高で完全な状態にあつて教会となる（M.W.331-332）。<sup>17</sup>」

アーノルドにとって国家と教会は二つの社会でなく、一つの社会であり、それを分離して考えることはキリスト教の精神に反するものであった。教会と国家との関係についての彼の見方はスタンリーが指摘するように一七世紀の国教会聖職者リチャード・フッカーにおける国家と教会関係を髣髴させる（I.198）。スタンリーはフッカーのほかにバーク、コールリッジの名をあげるが、それはアーノルドの国家と教会との関係がエラストゥス主義的な「プロテスタント国教制」国家を前提にされていることに他ならなかった。

アーノルドは国家を国民の幸福と価値実現のための最高の機関とみなす。そのことを彼は一八三四年のハル（Hall）宛の次の書簡で次のように語っている。

「国家は人間の生活に対し、主権的権力を持つ唯一のものであり、その正統な目的は国民の幸福をはかることにあります。それは最高の幸福であり、物質的なものだけでなく、知的・道徳的なものである。端的にいうならば、最高の幸福は概念となっていたのです。これは一八世紀まで私が思うにほとんど皆が支持していたことです。それは反対に功利主義者のウォーバートン、そして危惧するにウェトリ―は国家の唯一の目的が「身体と財産の保護」と主張しています。彼らは国家の最高の義務と権利を破壊することによって、無意識的に教会権力の支持者の

利益になるように行動しています (1-328-329)。」

彼が当時の国家をめぐる議論に見出したのは、国家に倫理的価値の追求を求める伝統的な立場と国家を国民の財産・身体  
の安全を保持する限定的立場にとどめる見解の対立である。彼は産業革命後の状況において後者の立場が勢いを増し  
ていることを次のように危惧する。

「社会が単なる個人の集まりとみられ、他人と接する上で自己の利益をまず優先させる。そして政府の任務が単  
に夜警の仕事に限定され、その唯一の役に立つ仕事は他人からものを取ったり、彼を打ちのめしたりすることを防  
ぐことにあるとされる。このような社会の見方は非哲学的であり、非キリスト教的である。またこの世において経  
験の集積から生み出される善にさからうものである。その有害な結果はイギリス中における貧民の实情にみられる。  
物質的な貧困、無知、悪徳は「自由放任 (letting alone)」の制度の真の成果である。ことばをかえていうなら  
ば、自身が優越な立場に立つようにはあらゆる手管を用いることを認める制度であり、自然にとまなう、もしくは後  
天的に優越的地位に立つ者がその有利な立場を徹底的に享受し、押し通させる制度であり、弱者に対してその劣つ  
た立場ゆえの罰金を払わせる制度である (M.W.265)。」

彼にとって現在は自由放任の名において各人があくなき私的利益をめざす混乱状況にあった。その混乱は教会改革にも  
表われていた。彼は一八三三年のコールリッジ判事宛の書簡で「政府があまりにも安易に粗野で頑迷な功利主義者やそ  
の他の者に耳を貸しすぎる」と嘆き、「教会のことがらにおいて彼らがウェトリを味方につけた」ことを危惧してい  
る (1-318)<sup>18</sup>。国教会制度こそはこの混乱の状況にあって国民に高き目的を示す精神的存在であり、国家を自由放任と物

質主義から擁護する防波堤であった。

この時代の国教会擁護論において特徴的なのは「教会財産」に関する議論である。それがとくに焦点となったのは、フランス革命における教会財産の没収という事件以降のことであろう。<sup>19</sup> バークは『フランス革命の省察』において、聖職者の任務―敬虔・道徳性・学識を持つ者―を維持する教会財産の公的性格を強調することで、その維持を正当化する。<sup>20</sup> コールリッジも同様に「国家財産 (nationalty)」と「世襲的私有財産 (propriety)」を区別し、教会財産を、生産活動を免除され、国民教化のためにつとめる聖職者の集団のために留保された「国家財産」として理解する。<sup>21</sup> アーノルドもまた国民教化という国教会の任務とそれを維持するための教会財産という図式の中で国教会財産の保有を正当化する。とくに当時、デイセンターが国教会のための教会税の徴収を糾弾していた時代背景があり、教会財産の議論は国教会体制を擁護するにあたって避けることのできない論点であった。彼によれば教会財産は「各教区において教区民にできるだけの善をなすことに専従する者」(その専従者は教会である以上、聖職者である)を組織的に維持するために用いられた。その財産は聖職者の安定と品位をもたらすものである。

これらの主張に加えて、アーノルドの教会財産に関する議論は、私的財産のあくなき追求をめざす当時の物質主義的状况に対する積極的批判として展開する。彼は教会財産が「個人の私利私欲による争奪から免れ、公的目的のために永遠に維持されてきた」(M.W.265)ものであるとし、私有財産 (private property) が横行する社会状況が緩和すると考える。そこに「国家財産」と「世襲的私有財産」を峻別したコールリッジの視点を重ねあわせることが可能である。アーノルドは教会財産の公共的性格を次のように描写する。

「教会財産が具体的にどのようなように用いられるかをみる前に私が言いたいのは、それが公共のためにとっておかれる膨大な恩恵であるということである。それは奪い合いから切り離され、貪欲とは無縁で、愚かな奢侈も関係ない

ものである。またそれは多くの大衆を救うだけでなく、たくみに分割され、王国の各部分が―不幸な例外もある―その恩恵を分け与えられている。教会の尖塔の光景はどこでも見かけられるが、それは「国家の富の」すべてが私的利益や享樂に用いられているのではなく、公的目的やその鐘の音を耳にする貧しき人々の救済に用いられている部分があることを示しているのである。国家の中で最も恵まれない地域において、魅力的な地域以上に、この恩恵の手が差し伸べられている。もしそうでなければ、それは近年、そのことが無視されたことによる。すべてのものが低い状態のままにおかれたとき、その結果は―絶望的な不平等ゆえに可能性があるのだが―あちらこちらの深い貯水池を水気のない砂や砂利が広範に広がる荒廃をもたらすのである (M. W. 265-266)。」

彼は私有財産制度を擁護する立場に属しながら、その否定的な面を教会財産の持つ公共的性格によって緩和することを考える。その意味で国教会は精神的側面ばかりでなく、物質的側面においても国民の幸福に寄与する存在である。

アーノルドによれば、聖職者はコールリッジのいう「国家聖職者 (clerisy)」の「よく国民教育を担う存在である。聖職者は教育を受け、純粋で高い見識を持つ存在であり、私的・特定利益を離れ、教区内において民衆を教化する任務を行う。彼はそれを次のように描写している。

「教育を持つ者は生計を維持するための通常の職業から解放され、もつとも恵まれた状況にある。彼はたえず人々と交流し、その直接に認められた任務は人間に対し物質的かつ道徳的に善を及ぼすことである。それは宗教と独立した任務である。ローマ帝国では各村落において在住の識者 (sophist) がいて、いろいろな方法で国民の境遇を改善すべく日常業務をこなしていた。その結果、犯罪や窮乏は非常に減少した。しかし、すべての点においてキリスト教聖職者は多くのものをつけくわえることができるのではないか。「演説者 (lecturer)」と「説教者

「preacher」そして「識者 (sophist)」と「牧師 (pastor)」ということばの間にはたいへんな相違があるのではないか？ 実際、人間の権威を越えたものがない場合、人間は他人の教えに対し、苛立ちを覚えるものである。聖職者がその国民に対する慈善に満ちた関係において彼が宗教の聖職者であるという状況ゆえにその力の多くを発揮するものである。キリスト教は聖職者にその徳性を十全に与える。迷信と教権に対し、最も強力な方法で備えを持つのである (M.W.267-268)。」

アーノルドの描く国教会と聖職者像はかなりの程度、理念化されたものであり、その現状との格差は大きい。彼は現在の国教会における問題をいかにとらえていたか。彼はあとがきにおいて国教会の直面する課題と解決策を次のように要約して説明を加えている。

「国教会制度は最も偉大な国民的恩恵である。しかし、そこからもたらされる成果にかげりがでている。またそれは現在、存在の危機にある。その原因は、基盤があまりに狭くなり、イギリスの教会でなく、イギリス人の一部の教会となっていることである。国教会を破壊から救い、国民的善をめざす機関としてその機能を増大させるには、その教義・制度・儀式においてもっと包括的 (comprehensive) であるべきである (M.W.321)。」

このような彼の現状認識はコールリッジの国教会に対する認識と共通したところがある。コールリッジは国教会が「国民のすべての知識人からは多くの神学上の一教派」とみなされ、「立法部の恩恵によってその牧師に給与が与えられる」ことによって他の教派と区別されうるにすぎなくなっていると指摘する。

アーノルドは国教会の教派化の原因を一七世紀以来の教派对立にまで遡及して考察する。その背景にはプロテスタン

ト特有の分派精神があるとする。その分派精神においては宗教を神と各人の良心の関係とみなし、聖書に依拠した各人の意見の相違を分離の名目にする。その結果、デイセンタ―にとって国教会制度は一つの分派の不正な優越とみなされて、解体されるべきものとされる。この対立がプロテスタントに固有のものであるのは、カトリックでは教会が無謬性を主張し、聖書の権威的解釈を行うことで分裂を回避するからである。

アーノルドの説明によれば、イギリスでは儀式や教会での活動に対する異なった根拠を原因として、二つの敵対的党派に分裂し、両派ともに国民統合に無関心で自宗教の闘争の勝利をめざす状況にある。「一八世紀における最初の七〇年間の深い静寂」の中でこの闘争は沈静化した<sup>22</sup>が、近年、人口が増加し都市に集中するようになってデイセンタ―が勢力を増し、ハイ・チャーチ派の反撃が強まり、宗教対立はふたたび深刻なものとなっている。

だが、アーノルドが最も危惧したのは国教会とデイセンタ―の間の伝統的な宗教対立でなかった。彼は宗教的対立の背後で、宗教によつて統御できない勢力が増大していることを危惧する。彼らは国教会にもデイセンタ―にも属さない、アーノルドによれば最も無知で低い部分に属する者であった(M.W.278)。彼ら民衆(populace)は長い間、宗教的厳格性ゆえにデイセンタ―を嫌悪し、改革には否定的であつたが、現在陥っている物質的悲惨に苛立ち、政治的煽動に共感することで国教会攻撃を支持する。アーノルドはデイセンタ―と神なき大衆の連合によつて国教会解体に結びつく事態を危惧する。

アーノルドは産業革命後の労働者の状態に同情し、彼らの境遇の改善を求めていたが、選挙法改正によつてその政治的発言力が増大することを危惧していた。それはデモクラシーという制度が大衆を煽動する野心家を生み出すとする伝統的な政治的議論に立った危惧であつた。その煽動者として彼が最も危惧していたのが「神なき者たち」であつた。その煽動者について彼は一八三三年のブンゼン(Bunzen)宛書簡の中で次のように説明する。

「私はあなたと同様にここからフランスとイギリスにおける「活動 (movement)」派を嫌悪しています。私はジャコバン主義をその本体および分派―神なき功利主義が現在、イングランドでそれに親近感をもっています―にも嫌悪しています。私の知識の中にあつて最も邪悪なのは、まさに文字通り、人の子でなく、神の精霊に対する冒瀆を行う者の党派です。彼らはキリストを嫌悪します。それは彼が天の者であるからであり、彼らが邪悪な者ゆえにであります。」

民衆の党派のうち、最も粗野な形態であり、すべての原理に対し全く無知であり、無関心である者、単に金を稼いで貯めこむ自己中心的な者は安価な政府 (cheap government) を求めて声高らかに叫ぶのです (1-306)。」

彼らは労働者を物質的利益にのみ関心を抱かせ、不満をおおって煽動する。一八三四年のブンゼン宛書簡でアーノルドは労働組合を「悪い影響をもたらす危険な原動力、叛乱や暗殺を準備しているもの」として警戒している。その懸念は後のチャーチスト運動の高揚において現実的なものとなる。彼はそれを「奴隷の叛乱」と呼んだ。彼は一八四〇年の「貧困者の状態において」という論文において次のように語る。

「わたしは奴隷の叛乱が勃発し、この国の大部分をその火が覆っているのを見ています。∴私がチャーチストの指導者がすべてのわれわれの古い制度に無関心で、嫌悪を抱いているのを語り―彼らが歴史に対して完全に無知で注意を払わず、現在直接起きている以上のことに目を向けないのを知ったとき、私はそこに再び奴隷の印を見出す (M.W.494)。」

彼は叛乱者が「宗教を理解できず、虚偽で不正直で好戦的で不敬である」(M.W.494) ゆえに「奴隷」と呼んだ。彼

が最も恐れた事態は神なき者の煽動による革命的事態であった。そこに彼はフランス革命におけるジャコバン派と同様の物質主義の傾向をみた。

アーノルドは国教会による精神的指導が革命的事態を回避させるための唯一の方法とみている。彼によれば、デイセントアはキリスト教徒の勢力を分裂させ、神なき者に対抗させるどころか内部対立を起こさせる。その存在が一般化するることによって国教会は国民的教会でなくなった、と彼は考える (M.W.279)。このデイセントアに対する認識はハイチャーチ派と共通している。だが、ハイチャーチ派が普遍的権威を確立することでデイセントアを排除することをめざしたのに対し、彼はキリスト教徒の間に不可謬の権威が存在しないゆえに「宗教的意見・儀式・典礼」の相違は不可避であると理解する。そこでさまざまな知識・習慣・性格を持つ構成員による多様な宗教的意見・儀式・礼拝方法を許容する、完全に国民的・統一的・キリスト教的な包括教会を彼は提案する (M.W.281)。

アーノルドは包括的国教会を建設するにあたって教義・教会統治・礼拝方法の三つの項目に分けてその包括化の方法を詳説する。その方法は当時の国教会の実情に照らしてみるとかなり徹底している。たとえば教義の点で彼が強調するのは、キリスト教諸教派において価値の多くを共有していることである。一つの神が霊的で全能者で万物の創造者であり、摂理によって万物を支配すること、イエス・キリストが我々の救済のためこの世に來臨したこと、旧約・新約聖書は神から人間への啓示で、信仰の基準、行動の規範であること、第一の義務は神への愛、第二の義務は隣人への愛と考へること、など、それらの「すべてのキリスト者の合意できる事項」を中心に統合を図ろうとする。最大の問題であるカトリックの統合についても彼らの唱える「教会の無謬性」を人間の精神の中にある達成されていない努力目標として理解し、イギリス国教会を超越する普遍的教会を否定する限り、国教会の一員として認めるべきであるとする。彼はイギリス国教会が教会統治の面で真の教会であり国王が至上権を持つことを認め、外国政府でなく本国政府に服従し、国教会制度をはつきりと理解することでカトリックを宗教的に包括することが可能だとする。

アーノルドの宗教論は教義論争について議論を避けながら——その例外はオックスフォード運動の教権制度に対する批判である——宗教倫理、信仰生活、教会制度論に議論を集中させている傾向がある。彼の包括的教会論をみても最も重点をおいているのは教会制度にかかる説明である。彼はディセンターが北部工業都市の布教で伸張した反省から、国教会組織にディセンターの組織原理を導入し、その活性化を図る。彼はディセンター教会と同様、教区教会における平信徒の活動を活発化させるべきであると考えた。彼らは教区牧師と責任を分担し、牧師の選挙を認める。そこには教会規律を教区民に浸透させる彼の意図があった。また彼は聖職者の任命に関するパトロネジの制限、教会の活動強化のための教区分割などの提案を行う。一連の組織改革は国教会が国民の精神的指導を果たすための機能強化という観点に立っていた。その認識の基礎にはディセンターの民衆教化に対する彼の積極的評価があった。この当時、とくにメソディズムが産業革命において都市に流れ込んだ多くの労働者に大衆教育を与えていた。ディセンターの布教活動は「貧困者や無知な者にキリスト教の知識をあたえる非常にすばらしい」ものであった（M.W.277）。彼らの活動を国教会にとりこむことで国民への影響を広げるとともに、ディセンターゆえの偏狭的・熱狂的な攻撃性を緩和できるとアーノルドは考えていた。さらに諸教派の包括化が理論の上での寛容でなく、彼が国民の連帯を実践的にめざしていることは、「教区のすべての住民の間で親近感がはぐくまれ、連帯感情が生まれる」ことを彼が期待し、そのために一つの教区教会を諸教派で共有し、多様な礼拝が認められ、同じ教会堂で異なった時刻にそれが行われることを提案していることにも表われている（M.W.307）。

アーノルドは国教会制度の精神的役割を主張するものの、その教義の権威を絶対視しているわけではなかった。それは同じ国教会擁護の議論を行いながらも、普遍教会の原理と国教会の三九箇条との両立に苦心したニューマンと対照的である。アーノルドは包括化のために三九箇条をはじめとする国教会の教義の修正、礼拝儀式の柔軟化を認める。彼は「歴史的にあってイギリス国教会は雑多な性格を持つ」（1-319）としており、その教義が「論争的でなく、包括的・有

説 論  
和的」である点を評価する (M.W.282)。彼は一八三九年の書簡形式の論文「国教会制度について」で国教会の組織のあり方を次のように説明している。

「教会は他の社会のように時代や国によって現実には統治形態がさまざまである。これらの変化はよい点もあれば悪い点もある。それははっきりと一つの統治形態を持たねばない。しかしこの統治が民衆的なのか、貴族的なのか、君主的なのかは神の権威によって決まるわけではない。それはこの世の他の社会がそうでないのと同様である。それは単に各国家に属する部分であり、統治の変更は他の原因に依拠している。しかし、それが国家全体に広がりを持つならば統治はそれが存在している国家の制度をとる。デモクラシーの国ではデモクラシー的統治、貴族政ならば貴族政的統治を、純粋な君主政ならば君主政的統治を、我々のように混合統治ならば混合的統治をとるのである (M.W.504)。」

国教会はイギリスのキリスト教徒すべてを包括する地域教会であり、世俗の統治形態と密接な関係を持っていた。それは信仰の分裂を原因とする国民の分裂という最悪の事態を回避しようとするイギリス独自の穏健で中庸な教会体制の伝統に沿ったものであった。<sup>(23)</sup> 彼にとって国教会とはイギリス国民の精神的統一性を確保する機関であり、魂の救済を目的とする機関ではない。彼は次のように国民教化を国教会組織の純粹性に優先させている。

「ヘキリスト教会」は人間のあらゆる紐帯をはるかに越えたものである。すべての人間を結びつける教会は我々の国家にとって最高の存在であり、最も聖なるものである。ヘイギリスは真のイギリス人にとってヘイギリス教会の特有な形態よりも親しく感じるものである。

わが国にとって考えられる限りのもつともひどい邪悪から救われることを祈る。それは領土の喪失や商業の衰退よりもはるかに悪しきことである。その邪悪とは国民の非キリスト教化にともなう道徳的・知的墮落である。またそれに国民的な国教会を破壊するものである。

善良な者に問いたいのは「このような事態に際し」他の善良な者と手を結ぶのに自分の「宗教的」意見に同意を求め、儀式を一致させることを求めるべきであろうか、ということである。善良な者たちは自身の信仰の最小の部分でさえも放棄したり妥協することを求められるべきでない。ただそれを隣人に押し付けることを自制することが求められる。また自身の礼拝形式を放棄することを求められない。だが他の礼拝方法が加わることを認めねばならない。もし望まねばそれに参加しなくてもよい。だが同じ教会で儀式を行う（M.W.316-317）。」

彼にとって国教会制度は地域教会として、その精神的な国民統合のために存在するのであり、地域国家とは独立してその教義・組織に絶対的価値を持つ存在ではなかった。

アーノルドは現在の国教会制度が地域教会としての国民統合にはほど遠いと考ええる。アイルランドの国教会が征服者の宗教として憎悪の対象となったように、当時のイギリス国教会は名望家支配の象徴と化し、被支配階級の攻撃対象となっていた。その責を負うべきなのは国教会の基盤を狭め、人的にも経済的にも自階級で独占した貴族ジェントリ層にあると彼は考える。彼らは名誉革命体制で特権を享受し、改革の時代にあってもなおもそれに固執する。一八三三年のブンゼン宛書簡で「貴族と地主（country squires）と聖職者の自」中心的で無知なすべての連中が国民の感情をいらだたせ、狂気へと走らせる」（1-308）と支配階級の態度が国民分裂の原因であると述べている。彼は改革を拒む支配階級の独善的態度が結果的にデモクラシーを通じた反キリスト教的煽動者の台頭をもたらし、革命的事態をもたらしと考える。「改革は破壊を阻止し、改革を毎年遅らせることは修正でなく、破壊を望む者に力を与える」というのが彼の基本的見

解であった。

一八三〇年代、国教会解体危機にあつて貴族ジェントリ層はオックスフォード運動にみられるように国教会の狭い基盤を広げるところか、ますます基盤を狭めてディセンターと対立する。アーノルドはその動きを激しく糾弾する。彼の著作活動で最も世間の関心をあつめたのは、オックスフォード運動に対する忌憚ない批判であった。彼は一八三六年『エディンバラ評論』に「オックスフォードにおける悪党輩 (The Oxford Malignants)<sup>(24)</sup>」を掲載し、ニューマンをはじめとするトラクタリアンを「陰謀・邪悪・腐った良心」と激しく攻撃する。それは逆に彼が貴族ジェントリ層―オックスフォード、ラグビー校の関係者、地元の名望家―に批判を浴びる原因となる。

アーノルドがトラクタリアンを批判する最大の点は、彼らが国教会制度を教権主義的に解釈することである。トラクタリアンは普遍教会の超国家的性格を強調し、それを国家体制に優越する神的権威を持つものと考えた。アーノルドは、一八三四年のホーキンス (Hawkins) 博士宛書簡で、善良な者でも「教権教会 (Episcopal Church)」に属しなければ救いがないとするキープルとニューマンの教権主義的視点を「分裂主義的・不敬・反キリスト的」であると断言している (1-328)<sup>(25)</sup>。それは三つの視点から批判の対象になる。まず教義を教条的・非妥協的に解釈することによってディセンターを排除する結果につながる。それは両党派の激しい対立を招くことになる。次に聖職者と平信徒との越えがたい靈的区別を容認することで貴族ジェントリ出身の牧師が特権的地位を持ち、教区の平信徒に対する教化機能を喪失した現在の国教会を固定化することにつながる。彼は懸念を抱いている (M.W. 301-302)。それは国教会の階級教会的傾向をますます強めることになる。また彼は教権主義的解釈をほどこすことで、本来「人間をキリストのように―この地を神の国のように―現世の王国をキリストの王国に変えることを目的とする」教会が「宗教的指導・宗教的崇拜のための機関」にみられると一八三五年のコールリッジ判事宛書簡で指摘する。さらに彼は続けて「教会がその生命と普遍性を喪失し、国民のものでなく聖職者のものとなり、祈りや儀式のためであり、生活に密着したものでなくなり、日々あらゆる

る場所・家・街路・町・村で行われるものでなく、日曜日教会堂での活動に限定される」(2-13)と教会の形骸化を嘆いている。

最大の問題は教権主義の持つ反エラストゥス主義的視点である。アーノルドにとって国教会はカトリックのように神と人の仲介機能をもたず、キリスト教原理を国民に教えることで人間の道徳的・知的進歩をめざすための機関である。そのため国教会は国民に対して国家と別の神的権威を持たない。彼は人間の最高の精神を現実の国家体制の中に見出すのである。そのような彼にとって国家と別に教会の絶対権威を求め、それが儀式化の方向に向かうことは、国家観からいえば国家を国民の身体と財産を擁護する必要悪に限定する物質主義と変わらない結果をもたらすものであった。<sup>(26)</sup>

このようにアーノルドのオックスフォード運動批判は、国教会擁護論としての教権主義が国教会の包括的再編とそれにもとづくキリスト教国家の構築を困難にしているとの認識にもとづく。彼は国教会における伝統的な教義や礼拝方法を見直し、教義的・制度的な排他性を緩和してキリスト教の基本的真理を共有する理性的な者を受け入れることをめざした。そこには国教会を国民統合の精神的中心としてすべてのキリスト教徒に支持される状況を構築しようとする方向がみえてくる。したがって国教会のハイチャーチ化はその国民的統合に反する動きとして断固として排除すべきものであった。

アーノルドは国教会の改革をとえながら、また「プロテスタント国教制」国家という伝統的国家体制を擁護する立場から離れることはなかった。むしろ彼は国民教化の機関として国教会の特権的地位を維持しなければならないと考えている。まず第一に彼は貴族院に代表を選出する国教会の政治的特権を維持することを主張する。選挙法改正で最も抵抗したのが聖職者出身の貴族院議員であっただけに、デイセンターの彼らに対する批判は激しいものがあつた。それを受けてヘンリー卿は貴族院での議席の代わりに聖職者会議を設定したり、聖職者の貴族院での役割を宗教問題の審議に制限するなど(M.W.300)の改革案を示す。<sup>(27)</sup>アーノルドはそれに反論し、主教を大地主、高級軍人、高位司法官と

同様、社会の上層を代表する有力な職能代表であるとして議会でその地位を保持することを主張する。その特権は地域教会としてイギリス国民すべてを包括する国教会の特別な地位にもとづく。

また第二に、アーノルドは国教会の地域社会での影響を減少させるような諸改革に対して強く反対する。教会税の廃止、出生・婚姻・死亡手続の世俗化という宗教的特権の廃止は国教会の社会的影響力を減退させ、国家の世俗化傾向に拍車をかけるものとして彼は警戒する。教会税の廃止は「最も高貴で有益な建造物を荒廃にさらし、その維持が個人の慈悲にゆだねられること」になり、諸手続の世俗化に関しては社会的儀式が私化し、またデイセンター共同体を地域的にも国教会から分離してしまうと主張する (M.W.310)。

アーノルドにとって変革すべきはデイセンターが非信徒に追いこまれる国教会組織の改革であり、国教会の国家における優越的地位を撤廃し、非信徒を一般化することではなかった。国教会改革の目的はすべてのキリスト者を包含する組織として再編成することであり、その諸改革は教義的・制度的排他性の緩和が中心である。しかし、それは国民統合のための譲歩であり、国教会が優越した地位を持つ社会体制の改変ではなかった。その点はホイッグが宥和的にデイセンターの要求を受け入れ、出生・婚姻・死亡手続の世俗化を図ったのとは異なっている。

アーノルドは国家の世俗化が進展する時代状況に深刻な危機意識を持っていた。エラストゥス主義に立つ国教会は、デモクラシー化による世俗化勢力の政治的進出の影響を直接受けやすい構造にあった。国教会改革の動きは選挙法改正後の政治的变化によって一気に高まったことにもそれは表われている。オックスフォード運動を政治的にみるならば、国家と教会の分離によってデモクラシー化から教会組織を維持する試みと理解することが可能である。アーノルドにおける包括教会化の提案は、反世俗化勢力である国教会とデイセンターの政治連合を促進することで国教会解体の圧力を阻止する政治手段という面を持っていたことを理解しなければならない。このことは書簡において幾度となく強調されていることである。その目的はキリスト教原理が基本の「プロテスタント国教制」の維持であった。彼はその国家体制

を通じて人間の完成があると考える。

### おわりに

アーノルドの教会論は「広教会 (broad church) 主義」の先駆とみられ、前世紀以来の「自由主義者 (latitudinarian)」の立場を踏襲したものと一般に理解される。しかし、彼自身は「自由主義者 (latitudinarian)」とみられることを拒否しているように<sup>(28)</sup>、その包括的教会の紐帯にはキリスト教の基本原理の共有以上の結合原理があった。彼はディセスターを国教会に包摂するための前提として、次のように述べている。

「すべての賢明な統治の目的は、世俗的事柄にしても霊的事柄にしても、すべての集団を満足させることではない。それは不可能である。むしろ、不満足な者を力を持たない少数派にすることである。それは矯正可能な不平を持つ大衆を彼らと切り離すことによって可能である。ただこの大衆が支持することによって不満者が危険となるからである (M.W.282)。」

彼は息子のマシューと同様、ディセスターの偏狭的・反秩序的性を十分理解していた。包括的教会は彼らの主張をそのまま虚心にとりこむ中立無色の受け皿でなく、その偏狭性と反秩序的性がデモクラシーを通じて伝統的国家体制の危機に発展することを防衛するための機関であった。

アーノルドは包括的な国教会体制の中に政治的結合原理を見出していた。それは国教会の持つエラストゥス主義的性格である。彼はイギリスという国に適した教会統治として国王が至上権を持つ国教会制度を主張する (M.W.504)。そ

これは教会の知識を人間の最高善の実現のために国家権力と結びつけるための制度であった。彼は国教会制度を純粋に宗教的なものとは考えておらず、そこに政治的原理との密接な関係を必要不可欠と考えていた。<sup>(29)</sup> 彼がデイセンターに対する寛容を認めながらも、国教会の持つ政治的・宗教的優位に固執したのはそれが政治的原理につながるゆえである。その優位は国教会が国家にあつて精神的指導をなすための特権の根拠であり、デモクラシーにおける国民統合において伝統的国家体制に基づく国家原理が引き続き主導権を握るための要石につながるものであると推測できる。この構造を明確に理解するには、今までの分析に加えて政治社会に対する彼の見解を検討する必要がある。<sup>(30)</sup>

本稿は文部省科学研究費補助金による研究成果の一部である。

【文献略記号】

Stanley, *Life and Correspondence of Thomas Arnold* (London, 1881) からの引用に際しては巻数と頁数を示し、Arnold, T., *Miscellaneous Works* (London, 1845) については略号 (M.W.) と頁数を示した。

- (1) Mason, P., *The Men who ruled India* (London, 1985) p.XV.
- (2) メイソン／金谷展雄訳『英国の紳士』(晶文社、一九九一年)二四九―二五七頁。  
メイソンのインド統治者の記述は支配者側の立場に理想化されており、「守護者」的な精神を持つ文官を一般化できるか疑問である。インド植民地文官における本国での教育の影響について、個別の人物について実証的に分析した次の研究を参照。Denny, C., *Angro-Indian Attitudes, The Indian Civil Service* (London, 1993)
- (3) アーノルドによるラグビー校改革は彼の教え子 (old boys) — 代表的なのはスタンリーや『トム・ブラウンの学校生活』の作者トマス・ヒューズ— によって神話化されている。バンフォードはこのことについて次のように結論づけている。「改革を行った校長としてのアーノルドの評判が確かでない一方で、彼が学校外での著作を非常に重要視していたことは確かである。実際、我々の見方は、偉大な人物としてのアーノルドは間接的に若者に配慮するという努力と最後まで切り離せないということである。」Ban-

ford, T. W., *Thomas Arnold* (London, 1960), p.190.

(4) 小川晃一「一九世紀ウィッグの精神構造(1)』『北大法学論集』第四五巻一—二号（一九九六年）三三三頁参照。

(5) 現在までアーノルドの政治思想全体を分析した研究として、Williamson, E. L., *The Liberalism of Thomas Arnold* (Alabama, 1964) がある。また歴史家としての分析について、Forbes, D., *The Liberal Anglican Idea of History* (Cambridge, 1952) 教会観 200-217 Sanders, C., *Coleridge and the Broad Church Movement* (Duke, U.P., 1942), Willey, B., *Nineteenth century Studies* (London, 1955) を参照。

小川前掲論文はホイッグの教会観に対してアーノルドの広教会主義が及ぼした影響について政治思想史的観点から分析を加え、彼の属したホイッグ政治社会の知的状況との関連を明らかにしている。名譽革命以来の教会観との関連でアーノルドを分析した文献として、小川『英国自由主義体制の形成—ウィッグとディセンター—』（木鐸社、一九九二年）を参照。本稿は国教会問題を一九世紀政治の最も重要な争点として分析対象にする点で小川と問題関心を共通にし、その同時代的分析に依拠するところが大きい。

(9) Burke, E., *Pre-revolutionary Writings* (Cambridge, 1993) p.95.

(7) Cowherd, *The Politics of English Dessent*, p.34.

(8) エルドンは同時代において代表的な保守強硬派であった。ウィリアム・ヘイズリット（一七七八—一八三〇）は一八二五年に彼を次のように描写している。

「党派の意見を対立させ、または公共の心をかき乱したすべての大きな問題について、大法官は常にそしてただ一つの例外もなく大権と権力との側に見出され、自由の伸長のためのあらゆる提議の反対側に立った。彼は国外において自由主義に反対するものもろの戦争と連合の強力な支持者であった。彼は国内においてそれを縮小するためのあらゆる法令と国制の侵犯とを促進しまたは庇護することに同じように熱心であった。同時に彼は改新の影をさえ厭うという口実の下に刑法のあらゆる改善に反対する。彼は入念にカトリック教徒解放から顔をそむけた。彼は奴隷売買の廃止を妨げるために彼の職務においてはなはだ骨を折った。」ヘイズリット『時代の精神』神吉三郎訳（講談社学術文庫、一九九六年）三二六頁。

(9) *Parliamentary Debates*, 2nd series, XX, p.20.

(10) *Ibid.*, p.36.

(11) ディセンターは審査律廃止を主張する立場からいえば、カトリック解放に賛成してもよいはずであったが、実際にはその反教権主義的性格からカトリック解放に対し、国教会聖職者以上に反対の立場をとる者が多かった。彼の演説はその点を意識したものと考えられる。国教会聖職者においてディセンターはイギリス国教会の分離した構成員であったが、カトリックは妥協の余地のない旧来からの敵対者であった。Gash, N., *Aristocracy and People: Britain, 1815-1865* (Harvard, U.P., 1979) p.139.

(12) アーノルドは人間の性向を「保守主義者 (Conservatives)」と「進歩主義者 (Advancer)」に分ける (1-350)。彼は一八三七年の「ウェスレー派と保守党候補者」という論文でトリーと保守主義者を峻別し、前者は君主政原理を抱く党派で正しいこともあるが、後者は人間性向に直接関わる邪悪と酷評する。それは当時「保守党」と称し始めた党派に対する直接の批判でもあった (M.W. 440-441)。

(13) ウェトリリーは経済学者でもあり、ナツソウ・シーニアは彼の指導を受けた。経済学者ウェトリリーの国家観に対してはアーノルドは後述のように批判的であった。

(14) アーノルドは一八三六年四月二七日付ウェトリリー宛書簡で次のように述べている。

「ユダヤ人はイギリスでは外国人であり、賃借人が家の管理で家主に要求する以上の法的主張をなすことはできません。もし我々が暴力で彼らをこの地に連れてきてこの地での境遇を強い続けるならば、彼らは不満をいう理由があるでしょう。それでも私の考えるに、彼らにリベリアの制度（アメリカは黒人奴隷を故郷のアフリカに返し、リベリアを建国させた）を適用して彼ら自身、独立して住むことができる地に送り出すことはできません。イギリスはイギリス人の土地であつて、ユダヤ人の土地ではありません。この点は、私がアイルランド—アイルランド人の土地である—におけるプロテスタントの国教会を嫌悪していることを我々のドイツ人の友人に理解いただいているようにご理解いただけるものと存じます。もし良心が正義の観点からアイルランド人と一緒に住むことを批判するならば我々が行くべきであり、アイルランド人ではありません (2-28)。」

(15) デイセンターは組織的に一体ではない。国教会解体をめざしたのはバプティストと会衆派である。ウェスレー派のメソディストは国教会を福音化することをめざし、ユニテリアンは都合主義を決めこんでいた。一八三〇年代、デイセンターの多数はホイッグととの連合によって漸進的方法を採っていた。Cowherd, R.G., *The Politics of English Dissent* (London, 1959) p. 86.

(16) アーノルドはコールリッジの著作を読み、いくつかのものについては賛辞を送っている。とくにこの『諸原理』は、国家教会論、国家の有機的理解、国家聖職者の役割などコールリッジの概念と重なるものが多い。コールリッジとアーノルドの教会論の関係について次の文献を参照。Sanders, C.R. (1942) pp. 91-122.

(17) アーノルド自身、彼の教会—国家関係における考えがフッカーに基づいていることを一八三二年二月二日付の書簡形式の論文「国家と教会」で次のように認めている。

「私は国家と教会が完全な状況では連合してはいるのではなく、一つになっているとの考えを述べてきた。別のことばでいえば国家はキリスト教会であり、教会は支配権を持った社会である。このことはフッカーの見解である。しかし、フッカーの熱心な賛美者を自称している者でもこれは忘れられていることである (M.W. 470)。」

(18) ウェトリリーは国教会主教であり決して功利主義者ではなかったが、エラストゥス主義的な教会観を否定していた。彼はアーノ

ルドの教会・国家関係をフッカーと同様な枠組と考えている。Brent R. *Liberal Anglican Politics: Whigery, Religion, and Reform 1830-1841* (Oxford, 1987) p.179. トラクターマンのニューマンは「ウェトリの反エラストゥス主義の影響を受けた。彼は『アポロジア』で次のように回想している。

「宗教上の見解に関して博士が私のためにせられたことは、まず実体的な自治体としての協会の存在を私に教えてくれたことであり、次にトラクト運動の特徴中最も顕著なものの一つであったエラストゥスの教会観を私のうちに牢固たらしめてくれたことである。」ニューマン『アポロギア(上)』異豊彦訳(エンデルレ書店、一九四八年)二七頁参照。

ニューマンはウェトリの反エラストゥス主義的議論を①教会と国家は自主独立であるべき、②教会はたとえ国家より分離するも公正かつ当然に自らの財産を保持しうる、の二点に要約している。前掲書、二八頁参照。

(19) 一七世紀の内乱期においてレヴェラーズが国教会財産の分配を主張したものの、同時代の国教会をめぐる議論の中心となったか疑問である。「ピューリタン革命」という印象に反して「共和国 (Commonwealth)」時代、国教会財産は維持されつづけた。

Morrill, J., *The Nature of the English Revolution* (London, 1992) pp.148-175. 参照。

(20) バーク『フランス革命の省察』半澤孝磨訳(みずす書房)二〇一―二〇五頁参照。

(21) Coleridge, S.T., *On the Constitution of the Church and State* (Princeton, U.P., 1976) p.35.

(22) アーノルドの認識によれば、ディセンターのプリーストリが襲撃されたバミンガム暴動の時代には伝統的国家体制の権威が民衆の間に入り、それに対立するディセンターが攻撃の対象になったが、現在では状況が変化しているとする。つまり民衆は伝統的国家体制に批判的なディセンターを支持するようになっていると彼は危惧している。

(23) アーノルドの反教権主義的・地域教会的国教会観は先述のとおりフッカーの議論と共通する点が多い。フッカーは代表的著作の『教会体制の法について (Of the Laws of Ecclesiastical Polity)』第七卷五章八節で国教会制度の非普遍的な性格を次のように述べている。

「聖ヒエロニムスが言うように、教会制度は実践的なものであり、結果的として生じたものであって絶対に必須なものではなく、変化可能な性格を持っている。これは神の声がその変更を禁ずることを表明しなかつたゆえである。それは最初に神が使徒を指名し、教会の慣習によって権力を持ち続けたのであって、聖書の言葉によって命じられ、必ずそうしなければならない永遠の存在ではないのである。聖ヒエロニムスの説論は理性的であり、賢明であり、平易にこのことを説明しているのである。

各教会において、一人の主教が多くの上の長老の上に立って支配するのは、キリストから使徒に下された命令である。一般に使徒は主教であった。そして使徒から、代わりに各国や各都市における主教に任じられた者へと引き継がれた。それは古代から、普遍的に確立され、長年の間、世界中でそれは続いてきた。その理由から長老は、彼らの主教に従うのを決してはならない。そうしな

れば、彼らは神自身が使徒によって定めた、すべてのキリストの教会が最も都合が良いと証明し、判断したことに高慢にも逆らうことになるのである。他方、主教は真理への服従を認め、彼らの権威はまさに使徒に由来するのであるが、神の命令は絶対的に永続的にそれが続くということを命じたとは言えない。それゆえに認識しなければならぬのは、教会が持つ権力は、緊急の理由があれば、それを取り去るという普遍的合意の下にある。もしそれが高慢で、専制的で、非改革的な主教の態度があれば、それは制限されねばならない。長い間享受されてきた教会制度は、その統治がよきもので必要であると認められたゆえにある。少なくとも主教は彼ら自身そのことを忘れ、地上に彼らの地位に抵触する権威はないもののようにしている。彼らに次のことを留意させるべきである。その権力は慣習による権力にすぎず、長きの間、教会が有徳な主教の下にある教会制度であるのが良いことであると考えていたからこそ、その制度を維持し、主教を尊敬の対象としたのである。」 Hill, W.S. ed, *The Folger Library Edition of The Works of Richard Hooker* (Harvard, U.P., 1981) vol.3, pp.167-168.

(24) Malignants とは内乱期に、ニューリタンが王党派に対して悪意を持って使った論争的な用語である。バーフィールド『英語の歴史』渡部昇一・土家典生訳（中公文庫、一九八〇年）七四、一七九頁参照。

(25) ニューマンもまたアーノルドに対して批判的であり、「アーノルド博士はキリスト教徒なのか」という発言すら行っている。ニューマン、前掲書、四八頁。

(26) アーノルドは一八四〇年三月二日の「国教会制度について」という書簡形式の論文で次のように述べている。

「国家の目的が単にウォバートンが言うように身体と財産を守るためのことであるならば、教会と国家は必然的に別のものとなるであろう。またもし、教会の目的が単に外的な儀式を執り行ったり、抽象的な意見を教えることにとどまるならば、同じ結論が得られるであろう。これらの考えは一方では物質的な概念であり、他方では教権主義的な考え方である。両者とも哲学的でもキリスト教的でもない。国家は単に人間の身体や財産の配慮以上のはるかに高貴な目的を持っている。教会は儀式を執り行ったり、抽象的な教義を教えることよりもはるかに高貴な目的を持っている。両者の目的は人間の最高の幸福である (M.W.467)。」

(27) フランスでは一八三〇年の七月革命においてカトリックの非国教化、聖職者の議席剝奪が行われていた。イギリスにおける国教会をめぐる論争において当事者にはフランスの諸改革が念頭にあったものと想像できる。

(28) 一八三三年五月二九日付ハーン (Heath) 宛の書簡でその不満を次のようにアーノルドは述べている。

「私の不満とするのは、何人かの友人が私の教会改革の計画を教義の面から自由主義 (latitudinarian) であると批判することです。しかし、私の信念はまさにこのこととは逆のものであります。真の教義の下に偉大な統一性と厳格性を持ったものになるのです (1-309)。」

(29) このようなアーノルドのエラストゥス主義的観点は教会改革を非聖職者によって担うべきとの考えにも反映している。アーノ

ルドの影響を受け、教会改革を提唱した「アーノルド派」の者の多くも非聖職者によって占められた。  
(30) 今後の検討課題の中心は、産業化にともなう階級対立に対し、彼が説いたもう一つの国民統合の手段である国民教育についての考察である。それは別の機会に行うことにしたい。そこで明らかにされるのは、彼の政治社会に対する問題把握が国民の進歩という歴史認識の上に立ったものであり、パブリック・スクールにみられるジェントルマン教育が国民統合という問題関心の延長上に存在することである。